

第 29 回 公金の支出及び職員 of 懲戒規程等に関する調査特別委員会

開催日時	令和 8 年 1 月 28 日 (水) 午後 1 時 30 分
出席議員	委員長 古賀 世章 副委員長 白根 美穂 委員 實藤 量徳 委員 平山 賢治 委員 河野 政之 (議長) 高橋 直也
証人	前代表監査委員 村山真知子 代表監査委員 渡邊 康弘
事務局職員	議会議務局長 山田 恭恵 稲員 美佳

(午後 1 時30分開会)

○古賀世章委員長 皆さん、こんにちは。

時間になりましたので、ただいまから公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会を開会いたします。

傍聴人の方々に、お願いを申し上げます。許可された者を除いては録音、録画、携帯電話等の使用を禁止いたします。また、私語はお控えください。御協力をお願いいたします。

また、傍聴人は議事についての可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、御静粛をお願いいたします。

なお、委員長の命令に従わないときは退場を命じますので、念のために申し上げておきます。よろしくをお願いいたします。

本日の議事に入ります。

1番目に、証人喚問についてでございます。

まず、証人喚問の進め方につきまして申し上げます。

本日は、各委員から尋問を行う形で進めてまいります。

それでは、証人入室のため暫時休憩をいたします。お願いします。

(午後 1 時31分休憩)

(証人入室)

(午後 1 時32分再開)

○古賀世章委員長 それでは、議事を再開いたします。

村山証人におかれましては、本委員会の調査のために御協力のほどよろしくお願いをいたします。

証言を求める前に、証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条に規定があり、またこれに基づいて民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これによって証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることとなっております。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族の關係にありまたはあった者、後見人と被後見人の關係を有する者が刑事訴追を受け、または有罪判決を受ける恐れのある事項に関するとき、またはこれらの者の名譽を害すべき事項に関するとき及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もし

くは祭司の職にある者、またはこれらの職にあった者がその職務上知り得た事実で、黙秘すべき者について尋問を受けるとき及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。

以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。

これらに該当するときはその旨、お申出をお願いいたします。それ以外に証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなくて証言を拒んだときは、6か月以下の拘禁刑または10万円以下の罰金に処せられることになっております。さらに証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。

この宣言につきましても、次の場合はこれを拒むことができることになっております。すなわち証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族の關係にありまたはあった者、後見人と被後見人の關係にある者に著しい利害關係がある事項につきまして尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には宣誓を拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の禁固に処せられることになっております。

一応、以上のことを御承知になっておいていただきたいと思っております。

それでは、法律の定めるところによって、証人に宣誓を求めます。傍聴人及び報道関係者を含め、全員御起立をお願いいたします。

(全員起立)

○古賀世章委員長 それでは、宣誓書を朗読、願います。

○村山真知子証人 宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さずまた何事も付け加えないことを誓います。令和8年1月28日。村山真知子。

○古賀世章委員長 それでは、宣誓書に署名押印をお願いいたします。

(証人 宣誓書に署名押印)

○古賀世章委員長 それでは、皆さんお座りください。

(全員着席)

○古賀世章委員長 これから証言を求めることとなりますが、証言は、証言を求められた範囲を超えないこと、また、発言の際には、その都度委員長の許可を得てなさいますようお願いいたします。

なお、証言の際は着席のまま御発言いただいて結構でございます。

次に、証人席にはメモ用紙、筆記用紙を用意しておりますので、必要によりお使いいただいて結構でございます。

これより村山証人からの証言を求めます。

最初に、委員長から所要の事項をお尋ねし、次に、各委員から御発言を願うことといたします。

では、最初に、人定尋問を行います。

まず、あなたは大刀洗町前代表監査委員の村山真知子さんでしょうか。

○村山真知子証人 はい。そうです。

○古賀世章委員長 ありがとうございます。

次に、住所、職業、生年月日については、事前に記入していただいた確認事項記入表のとおりでお間違いございませんでしょうか。

○村山真知子証人 はい。間違いございません。

○古賀世章委員長 はい、ありがとうございます。

それでは、あらかじめ委員会で決定した尋問の事項についてお伺いをさせていただきます。

私たち委員は、事実を明らかにすることに努めなければいけないと考えております。村山証人は、事実を素直に述べていただき、知らないことは知らないと正直にお答えいただいで結構でございます。

尋問に当たり、証人、それから傍聴者に資料の配付を認めます。事務局より配付をお願いいたします。

(資料配付)

○古賀世章委員長 それでは、尋問を行いたいと思います。委員の方、どなたか。實藤委員。

○實藤量徳委員 はい。それでは、まず、村山さんのこれまでの職歴を教えてください。

○村山真知子証人 職歴ですか。

○古賀世章委員長 村山証人。

○村山真知子証人 はい。私は、平成4年の7月から大刀洗町社会福祉協議会に就職をさせていただきました。何年ですかね、9年前に退職しております。

以上です。

○古賀世章委員長 實藤委員。

○實藤量徳委員 すみません、社協の前の職歴をお願いいたします。

○古賀世章委員長 村山証人。

○村山真知子証人 私は、実は教員を目指しておりましたが、私たちの時代が、福岡県が2年続けて採用試験がございまして、私、教員にはならず結婚をしたというところで、主婦をずっとしております。令和4年でしたね、平成4年、ごめんなさい、平成4年に社会福祉協議会をつくる時に募集があったので、そこに採用していただいたということになります。

○古賀世章委員長 よろしいですか。實藤委員。

○實藤量徳委員 それでは、次の質問に移ります。監査委員を引き受けられた動機は何でしょうか。

○古賀世章委員長 村山証人。

○村山真知子証人 もう動機という、自分からということではなく、こういう仕事をお願いできないかという依頼があってお引き受けしたということが正解ではないかと思います。

○古賀世章委員長 いかがですか。實藤委員。

○實藤量徳委員 それでは、監査委員にはどのような役割と使命があるとお考えですか。

○古賀世章委員長 村山証人。

○村山真知子証人 私もう本職ではございませんから、社会福祉協議会で会計も直接はしておりませんが、全体を見ておりました関係上、補助金の扱い方とか収入、支出については伝票のやり方とかも関わらせてもらってましたので、町全体の収入、支出、それが事業について、そういったものが子どもからお年寄りまでのいろんな様々な生活環境、インフラ含めて全ての事業に対しての健全性と言いますか、会計の健全性とかを見せていただいたというのが事実でございます。

○古賀世章委員長 よろしいですか。それでは次に。實藤委員。

○實藤量徳委員 例月出納検査というものがございしますが、具体的にどのようなことを、どのような作業をするのかというのと、それと1回につき1回の検査にはどれぐらいの時間をかけられるのでしょうか。

○古賀世章委員長 村山証人。

○村山真知子証人 私もですね、もう、そうですね、辞めてからがもう2年以上経っておりまして、そのときの資料等もう全てサン・ポートのほうに持って行って処分しましたので、今、手元に何も残っておりませんので、自分の記憶の中ですみません、答弁させていただきます。

例月検査というのは、毎月々、帳簿等を見せていただいて、それを精査させていただいたところですね。それと、どう言いますかね、見てて気になったところについては、その担当課のほうに質問をさせてもらったりとか、問いただささせていただいて確認をしたというようなことを覚えております。

時間ってというのは、まあ半日ぐらいで終わったんじゃないかなというふうに思っておりますけれども、その時々の内容によって変わったかと思えます。

○古賀世章委員長 實藤委員。

○實藤量徳委員 それでは、例月出納検査と定期監査、決算審査とございますが、それ以外に村山さんが任期中に行った監査というのはございますか。

○古賀世章委員長 村山証人。

○村山真知子証人 中学校のほうの備品検査あたりに行かせてもらいました。備品台帳と、その物があるかどうかというようなことですね。学校等にもかなりたくさんの備品がそろっておりまして、処分したけれども台帳から消されてなかったりとか、そういったこともありましたので、そういったところを見せていただいたということを覚えておりますね。それと、あとは工事現場等

に行きまして、工事の進捗状況等を見せていただいたり、これをする事でこういうことになり  
ますというような説明を受けたりとか、監査として現場も見せていただきました。

○古賀世章委員長 實藤委員。

○實藤量徳委員 それでは、次の質問ですが、かてて、旧さくら市場ですね、というものがござい  
ますが、このかてては、村山さんとしては直営か、任意団体のどちらとして認識されていまし  
たか。

○古賀世章委員長 村山証人。

○村山真知子証人 その直営と民営というのがちょっとあれなんです、帳簿の中には人件費等は  
入っておりましたですね。ですから、人が何人いてこういうふうな人件費がかかっているとい  
うところは分かりました。ただ私の近所にもそういう出店されている方がいるんですが、その方々  
に対する支払い等は別会計でしているというところで、そこまでの帳簿の検査というのはしては  
おりませんでした。

○古賀世章委員長 よろしいですか。

その他、どなたか。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 それでは書類を確認しながら質問させていただきますので、事務局のほう、  
こちらのほう、証人のほうにお願いいたします。

○古賀世章委員長 それでは、書類の配付を認めます。

(書類配付)

○白根美穂副委員長 よろしいですか。今から確認していただく書類は、一度、例月出納検査を受  
けた書類になっております。その中に黄緑色の付箋を番号を振っているかと思しますので、その  
順に質問させていただきますので、お答えいただければと思います。

それでは3番という付箋が貼られている書類をご覧ください。

こちらの書類に見覚えはありますか。

○古賀世章委員長 村山証人。

○村山真知子証人 はっきり申しまして、書類はたくさんございましたので、これに対して特に記  
憶ということはございません。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 それでは、全て見覚えが、覚えがたくさんありますので、その都度質問させ  
ていただきますけれども、この書類をちょっと全部見ていただいて、この書類に不備があるかど  
うか、監査委員だった頃を思い出していただいて、書類をちょっと検査していただければと思  
うのですが。時間はゆっくり使っていただいて構いません。

○古賀世章委員長 どうぞ。

○村山真知子証人 はい。見せていただきました。

○白根美穂副委員長 どうでしょう。不備というか、気になるところはございませんか。

○村山真知子証人 申し訳ありません。特には。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 こちらですね、かててが町に負担金を支払わせている書類になります。出店料として町がかててのほうに支払っている分ですね。羽田のターミナルで出店されたときの出店料として町が10万8,000円、一般会計から支払っております。

では、次に行きます。6番と書いてある書類をご覧ください。

こちらのほうを読み解かれまして、何か疑問に思われたところがあったらお答えください。

○村山真知子証人 はい。今、見せていただきましたが、そうですね、宿泊証明書のところ、何か相手から出されたものではないのかなというふうにちょっと感じましたが。

○古賀世章委員長 続けてお願いします。

○白根美穂副委員長 そのとおりでございます。これは、百条が立ち上がった後、後日、会計課が正式なものを取り寄せましたところ、この書式とは違うものが出てきましたので、これは百条のほうとしては偽造ということで判断させていただいております。

次に、9番目のほうの書類をご覧ください。

○古賀世章委員長 どうぞ。

○村山真知子証人 これも同じく、署名が、ホテルの名前は書いてありますが、正式なものではないのかなというふうに思いました。

○白根美穂副委員長 それだけでよろしいですか。

○村山真知子証人 はい。すみません。今、ちょっと、ざっと見た限りでは分かりませんでした。

○白根美穂副委員長 はい。こちらのほう、クレジット払い、個人のクレジット払いになっております。言われたとおり宿泊証明書の偽造とクレジット払いで、こちらのほう、後日、証明が取れませんでしたので返還金ということになっております。

次に、10番のほう見ていただいてよろしいですか。

○村山真知子証人 はい。これに関しましては、クレジット払いというところがあるのでしょうか。

○古賀世章委員長 いいですか、続けてください。

○白根美穂副委員長 よろしいですか。クレジットカード払いになっていることと、宿泊証明書のほうの印鑑のほう、相手側の印鑑のところを見ていただくと、カラーコピーしたのではないかというような疑いがあるので、こちらとしては、百条としては再度取り寄せまして、ちょっと書式が違ってました。

最後に11番のほうをご覧ください。こちら何か問題ございますでしょうか。

○村山真知子証人 はい。これも同じく、カード払いといいますかね、そこがちょっとあるようです。

○白根美穂副委員長 クレジット払いです。

以上を見ていただきましたけれども、まず、あのかててのほうに負担金出店料として町が10万8,000円支払っているんですけど、これは監査委員としたら、どのような対応が適切だったと思われるか。

○古賀世章委員長 村山証人、お願いします。

○村山真知子証人 申し訳ないんですけど、これを見た段階だけでは、私たち、そのそこまで突き詰めるあれがございませんでしたので、数字は見ておりましたけれども、間違いないというところですね、詳細、中身についてのその判断というところはですね、できてなかったなというふうには思います。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 宿泊証明書が違っていたりですね、クレカ払い、クレジットカード払いのありましたけれども、大刀洗町は基本、クレジットカード払いが禁止されているかと思います、基本的にですね、海外以外は。これ、クレジットカード払いはポイントもつきますので。このような場合、どのような対応が適切だったのかと思われませんか、監査委員として。

○古賀世章委員長 村山証人。

○村山真知子証人 ちょうどそういう話が出まして、その後、クレジットカード払いは駄目だというふうな取り決めをしたというふうに覚えております。ですから、ここ何年間はあるんでしょけれども、それが結局、個人のプラスになってくるからというところの話をしたというのを覚えております。それ以後は、多分、されていないものだと思っております。

○古賀世章委員長 続けてお願いします。ほかにどなたか、御質問がある方は。河野委員。

○河野政之委員 村山さん、お疲れさまです。私のほうから少しお聞きしたいと思います。

佐々木氏の宿泊費不正、自作の宿泊証明書を最初に発見されましたですね。その際、なぜ報告書に偽装の疑いと書かず、不明確な添付書類という曖昧な表現でとどまったのでしょうか。そこをちょっとお聞きしたいと思います。

○古賀世章委員長 村山証人。

○村山真知子証人 実は私たち監査しております、そこまでは実は気づいておりませんが、その当時の担当の職員さんのほうからそういう指摘を受けて、実はこういうことがあるんですよというふうなことを聞いて、直接、本人は呼びませんでした、その当時の総務課長を呼びまして、それを指摘させてもらいました。だから文字としては残っていないにしても、そういうことを行政のほうには伝えたと思っております。

- 河野政之委員 では次、ちょっとお願いします。
- 古賀世章委員長 河野委員。
- 河野政之委員 自作の領収書、証明書は、刑法、文書偽造罪に抵触し得る重大な不正です。これを単なる書類の不備として報告書を作成したのは、職員をかばいたいと思われたんですか。
- 古賀世章委員長 いかがですか。村山証人。
- 村山真知子証人 すみません、もう一度ちょっとお願いします。
- 古賀世章委員長 もう一度お願いします。
- 河野政之委員 自作の証明書、領収書は、刑法の文書偽造罪に抵触する重大な不正です。これを単なる書類の不備として報告書を作成したのは、職員をかばうためと思われませんが、どうでしょう。
- 古賀世章委員長 いかがですか。村山証人。
- 村山真知子証人 私たちは、そのときはそれを不備というふうな表現はしていなかったと思います。というのが、私も以前、社協で出張に行ったりとかしておりましたが、そのときには宿泊証明書とかは要らなかったんですよね。それで、手続は事務処理はしておりましたが、実は監査委員で最後の年に研修に関東のほうに行かせてもらったときに、ホテルで宿泊証明書を取ってきてくださいというふうに当時の方から言われて、そういうことが要るんだというようなことで、多分、だからその出張に対する取扱いは、いろいろと行政のほうも変わったのではないかなという、私は理解しております。
- 古賀世章委員長 よろしいですか。河野委員。
- 河野政之委員 今、ないと言われたことですが、この報告書では隠蔽や矮小化の意図があったと見受けられます。監査委員には不正の疑いがあれば、議会や町長に報告し、公表する義務があります。なぜ重大性を強調した報告を行われなかったのでしょうか。
- 古賀世章委員長 いかがですか。村山証人。
- 村山真知子証人 私のほうはあれですが、この例月検査の項目に、そういう項目は入っておりませんでしたでしょうか。今、私、手元に書類がないからあれなんですけれども。
- 古賀世章委員長 じゃあ事務局のほうにお願いします。その書類があれば提示ください。村山証人。
- 村山真知子証人 例月検査出納結果の対応についてというところに、不明確な添付書類については確認を行い、正しい添付書類の提出がなされ、再度、例月検査出納で提出したというふうなことを書かれておりますね。そして今後、このような不明確な書類が添付されないように、庁議等で伝票に添付する書類について周知を行っていくということ。また、会計課での添付書類の確認を徹底するというふうなことで、書類で、これは町のほうからの対応でいただいているんですか

ね。

○古賀世章委員長 そうですね。村山証人。

○村山真知子証人 実はですね、ここ今、日付を見ましたら、令和5年の5月15日の日付ですね。私が最後の例月検査を行ったのが、実は5月の18日だったということで、この前後のちょっと動きが、私のほうには届いておりませんので、申し訳ありません。

○古賀世章委員長 河野委員。

○河野政之委員 あなたが職権による調査を行ってれば、その後の不正を防げたかもしれません。自身が監査委員として積極的な仕事が足りなかったか、認識はされてありますか。

○古賀世章委員長 いかがですか。村山証人。

○村山真知子証人 積極的などというよりは、力がなかったのではないかなというふうに思っております。

○古賀世章委員長 河野委員。

○河野政之委員 財政援助団体への監査権限法199条7項がありながら、かてて（旧さくら市場）の運営疑義や指摘がされているにもかかわらず、なぜ、かてて（旧さくら市場）の監査を実施しなかったのですか。

○古賀世章委員長 いかがですか。村山証人。

○村山真知子証人 私の監査時代に、かててについての、そういう直接的なものはなかったというふうに私は思っておりますが。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 財政援助団体の監査権限は、監査委員に認められている権限でありまして、監査委員の本来の権限で、一般監査の中に定期監査と随時監査とされています。その随時監査の中に、団体の監査というものがございます。この財政援助団体に対する監査というところで、補助金、交付金、負担金、貸付金、損失保障、利子補給、財政援助に関わるものにお金を出しているところがあれば、監査しなさいというようになっているんですね。こういう権限がありながら、なぜかてての監査が実施されなかったのか、そこをお伺いしたいと思います。

○古賀世章委員長 村山証人。

○村山真知子証人 監査委員になってからは、商工会とか、社会福祉協議会とか、ふるさとですね、そういった補助金を出しているところに関しましての監査はいたしておりましたので、それが、かててがそれに該当するところの認識が足りなかったのかなというふうに、今、思っております。

○古賀世章委員長 副委員長。

○白根美穂副委員長 かててはですね、言われたように人件費出てまして、公用車使われています。

需用費からも物品購入で一般会計のほうから出てます、需用費なので。なので、該当する団体であるということで、きっちり調べるべきではなかったのかなと思っております。

以上です。

○古賀世章委員長 御意見ございますか、証人。

○村山真知子証人 特にございません。

○古賀世章委員長 ありがとうございます。

続きまして、白根副委員長。

○白根美穂副委員長 百条特別委員会が設置されましたけれども、やはり本来、砦であるべき監査としての機能が不十分であったのではないかと思います。証人はどう思われますか。

○古賀世章委員長 いかがですか。村山証人。

○村山真知子証人 今になってみれば、そういうことであつたのかなというふうには思いますが、当時と言いますか、私が監査させていただいているときは、かててに参加されている、出店されている方々、うちの近所にもいらっしゃるのですが、皆さん、とても喜んで、自分たちのやりがいができたというふうなことで喜ばれている声をたくさん聞いておりました。だから、その中で、皆さんがもし運営に不服があつたりとか耳に挟むようなことがあれば、うんって思ったんでしょうけれども、関わっていらっしゃる皆さんには、とてもやりがい、生きがいを与えられているということで、幸せのほうの声をたくさん聞きましたので、そういった疑いを持つことがなかったということですね。

○古賀世章委員長 副委員長。

○白根美穂副委員長 旅費の件に関してはどう思われますか。

○古賀世章委員長 いかがですか。村山証人。

○村山真知子証人 すみません、旅費といいますと。

○白根美穂副委員長 先ほどから質問があつたかと思うんですけど、旅費の随時報告に不明確な添付書類ということで報告が上がって、この文言で議会のほうに上がっているんですね。ここをもう少し監査として突っ込んで指導はされたということですけども、やはりここを大きくですね、偽造の疑いとか、議会がこれは何だと思えるような文言にして、明るみにしなければならなかったと思うんですね。ここで食い止めていれば、その後の不正が生じづらかったと思うんですけど、そこはどうでしょうか。

○古賀世章委員長 村山証人。

○村山真知子証人 すみません、じゃあ私のほうから、その不正というのが旅費に関してが、行っていないのに行つたということになっているんですか。

○白根美穂副委員長 先ほど見ていただいた、証人が監査で通つて、1回、目を落として、これは

って言って調べたやつの、宿泊証明書の偽造のほうですね。印鑑がなかったりとか、そこは指摘されたと思うんですよ。そのときに、もうちょっときちんとしていけば、重大な報告として上げていけば、その後の不正ができにくかったのではないかと思われるんですけども、その件についてはどうでしょう。

○古賀世章委員長 いかがですか。村山証人。

○村山真知子証人 かてての先ほど書類を見せていただいた分では、宿泊証明書の偽造もその中にありました。

○古賀世章委員長 副委員長。

○白根美穂副委員長 かててではなくて、出張のほうですね。

○古賀世章委員長 村山証人。

○村山真知子証人 今、言われましたが、そのときは、その書類まで私は目が届いていなかったというふうに、自分で今、思っております。ですので、帳簿のほうですね、支出命令書のほうの書類は見ておりましたが、そちらのほうまでは気が回っていなかったというふうに自分では思っております。

○白根美穂副委員長 ちょっと暫時休憩してもらっていいですか。

○古賀世章委員長 じゃあここで暫時休憩をしたいと思います、よろしいですか。

ちょっと暫時休憩します。

(午後 2 時 14 分休憩)

(午後 2 時 32 分再開)

○古賀世章委員長 それでは、休憩前に引き続きまして議事を再開したいと思います。

最初に、白根副委員長お願いします。

○白根美穂副委員長 すみません、私の質問の仕方が悪くて申し訳なかったです。

令和4年11月30日付の佐々木氏による宿泊証明書、こちらの原本をご覧いただいてよろしいでしょうか。

○古賀世章委員長 じゃあ原本をお願いします。

(資料配布)

○白根美穂副委員長 こちらを見られて、先ほどの、町長、議長宛てに報告書が作られてますが、不明確な添付書類ということで報告書を作られています。よろしいでしょうか。その見覚えございますか。

○古賀世章委員長 村山証人。

○村山真知子証人 今、この報告書の部分をおっしゃっておりますが、これがこの書類だったっていうことの私は意識っていいですかね、あれはないんですよ。

○古賀世章委員長 副委員長。

○白根美穂副委員長 この件に対して、村山代表監査が例月出納検査結果報告書を出されてるんですね、不明確な添付書類についてと。

この内容を、こういった偽造の疑いがある証明書が添付されているということを町長と議長には詳細は報告されていますか。

○古賀世章委員長 村山証人。

○村山真知子証人 しておりません。

○古賀世章委員長 副委員長。

○白根美穂副委員長 次の質問に移りますけども、かてての件です。かててのほうは、代々、代表監査で引継ぎがあっているかと思えますけど、こちらのほうは監査の件に対しては引継ぎ等ございませんでしたか、かてての監査の件に関しては。

○古賀世章委員長 村山証人。

○村山真知子証人 ありませんでした。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 そしたら、令和4年度の定期監査の報告についてという書類がございますので、こちらのほうすいません、事務局のほうから配っていただいてよろしいですか。

○古賀世章委員長 では配付をお願いします。

(書類配付)

○古賀世章委員長 配付が終わりました。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 今、配付された書類は令和4年12月27日に村山監査委員の名前で、令和4年度定期監査の報告についてということで、1枚めくっていただいて、2番の地域振興課という欄がございます。ここに、報告書には「かててマルシェについては収支の動向が見えない。職員が会計処理を行っているが、第三者による監査等を検討すること」ということで報告書を上げております。この報告書を上げた後、監査委員として追っかけたというか、その後の処理はどうされましたか。

○古賀世章委員長 村山証人。

○村山真知子証人 確かにここに書かれておりますよね。ですけれども、このことについてだけを取り上げたことはなかったと思います。

○古賀世章委員長 副委員長。

○白根美穂副委員長 それでは、かててについて監査を行ったことはないということでよろしいですか。

○古賀世章委員長 よろしいですか。村山証人。

○村山真知子証人 はい、ありません。

○古賀世章委員長 副委員長。

○白根美穂副委員長 では、かてては監査する必要がないと思われていたということによろしいですか。

○古賀世章委員長 村山証人。

○村山真知子証人 はい、申し訳ありませんけど、そこまでの意識がなかったということだと思います。

○古賀世章委員長 何かありますか。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 今後の業務改善に向けてお伺いします、今後のですね。

監査委員の方から、報酬が低いというような声もちょっと耳にしているんですけども、今まで御自身に支払らわれていた報酬に対してどのように思われていましたか。

○古賀世章委員長 村山証人。

○村山真知子証人 私自身は少ないということは思わなかったんですが、県の会議に出たときに他の市町村のそういう話がありまして、県内の監査委員さんのたしか一覧表が出ていたと思います。その中では、高いほうではなかったっていうふうにはそのとき思いました。

以上です。

○古賀世章委員長 よろしいですか。

そのほか、どなたか御質問がある方。平山委員。

○平山賢治委員 平山です。よろしく申し上げます。何点か補足で御質問させていただきます。

一つは、今のかてての件なんですけど、我々の調査によれば、前任者の秋吉監査委員からもかててに関するやっぱり不明朗な会計に関する引継ぎがあったというふう聞いています、やっぱり監査を受けさせるべきだと。かつ、現在の監査委員もかててに関する引継ぎは私で三代目だというふうな御発言を聞いております。

一方、今お示ししました令和4年度の定期監査の報告についての中でも、村山監査委員のお名前前で「収支の動向が見えない」と、「検討すること」と書いてあります。このかててに関する問題が、証人の中でこういうふうに顕在化したのはいつ頃だと御認識なさっていますか。

○古賀世章委員長 村山証人。

○村山真知子証人 私の中では特にはなかったんですが、ここに文字として残っているということを見れば、そのときの監査の関係で話には出たんだと思います。人件費は町の財政の予算の中から出ているけれども、運営のほうが見えないよねっていう話があったので、こういう文字になったんだというふうには思っております。

ただそこが出展されている方々、まあ先ほども申しましたが、その方々からのそういう特別な

声って聞こえなかったもんですから、不正だとかどうとかっていうふうな意識はなかったということですね。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 ということは、前任者からの引継ぎというわけではなく、独自にこういう御発想が村山証人の監査の任期時代に、独自の解釈によって出てきたということで、こちらのほうで受け止めておいてよろしいですか。

○古賀世章委員長 村山証人。

○村山真知子証人 私も監査委員になったときに、前任の秋吉監査委員から引継書っていうのを頂きましたが、その中にもなかったと思います。で、私も次の方にこれを文字にして渡した覚えはございません。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 はい、分かりました。

それともう一つ。今、証言なされた中で、かてての出品の当事者が非常に有用で喜んでいらっしゃるということがございました。しかし、逆に出品の当事者が喜んでいらっしゃるということと、その事業が適正に執行されているかというのは全く別の問題ですよ。ですから、出品の当事者が喜んでいてからといって、その会計の正当性の判断を緩めたり、あるいは、監査すべきところに監査しなかったとなれば、それは情にほだされて監査の任務がおろそかになったとも我々はちょっと考えざるを得ないんですけども、そのあたりの証人のお考えをちょっと改めて伺いしたいと思います。

○古賀世章委員長 いかがですか、村山証人。

○村山真知子証人 正直なところ、監査するものがかなり多かったですね。ですから、これは気にはなる項目なんだろうけれども、そこまでちょっと回らなかったというのが事実かなというふうには思っております。

不正があると思えばそこに突っ込んだとは思いますが、それではなかったということですね。

○古賀世章委員長 よろしいですか、平山委員。

○平山賢治委員 逆に、やっぱり当事者の方が喜んでいてということが一つのここに踏み込まなかった理由となつたとなれば、逆に一つの問題になろうかと思えます。

もう一つは、宿泊費の不正に関することです。

先ほどの御証言では、当時、証人が以前の職場に勤めていた際には宿泊証明書は必要なかったという実務があったので、これが宿泊証明書等が必要だと分かったというのはいつごろのお話になるのでしょうか。

○古賀世章委員長 村山証人。

○村山真知子証人 私が監査委員を辞める前の年に行きましたときに、そういうふうにして証明を取ってきてくださいということでしたので、その前はそれはなかったというふうに思っております。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 となると、佐々木氏の文書偽造に伴う調査書というのは、それ以前の話だと思わんですが。ということは、この宿泊証明書がないといけないと、だからちゃんと出さないよという報告書が出ていると思うんですが、そのときは当然宿泊証明書なりが必要だという判断に基づいて調査をなさったのではないかと思うんですが、その辺はいかがですか。

○古賀世章委員長 村山証人。

○村山真知子証人 そのときは、私はこの書類を直接には目に触れていなくて、そういう指摘をちょっと受けた話を聞いたときに伝えたことが、総務課長が先ほど言いました、総務課長にこういうことがあるようだからってということで伝えて、そこから庁議のほうでいろいろ話があったんじゃないかなというふうなことで。それも私が終わる頃の話だったと思いますのでね、ちょっとすみません、定かではないんですけども、私の中ではそういうふうな意識です。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 先ほどもありましたが、報告書の中で不明確な添付書類という表現がなされてございます。先ほどお配りした、令和5年3月1日付の中で大きな3の2、支出伝票について不明確な添付書類。これを照らし合わせますと佐々木氏の宿泊費なんですね。そうしますと、当時この報告書を出す時点で不明確な添付書類という表現は非常に抑制的なんですけど、実際には監査の現場の中でこの書類が偽造であって、この佐々木氏が提出した宿泊先には本人は泊まった記録がないということが既に監査の現場で明らかになっていたのではないですか。

○古賀世章委員長 いかがですか、村山証人。

○村山真知子証人 今御指摘のあったことをこう思い返しますと、私自身が伝票でというよりも、出納に直接携わっていらっしゃる方がそこを気づかれて、御指摘があって、こういう話になったというふうに私は記憶しているんですね。

私たち監査委員はそこまでの深いところまでちょっと見ておれなかったっちゃうか、見れなかったというところで、指摘を受けて反応したというところが今思い出しましたところです。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 まあどういう方法はどうあれ、その監査の現場で明らかな偽造であると、泊まってもいないということが多分明らかになった上での報告書だと思うんですが。にもかかわらず、不正とか偽造とか、そういう刑事法に引っかかるとか、まあそういう疑いとか、そういうものに

対して記述のないまま不明確な添付書類というふうに極めてちょっとそういう問題の重大性を明らかにしないような報告書になっておりまして、かつ、議長にも報告がなされていないというようなことで。

そうしますと、やはり監査の機能としてこういったことがしっかり重大な不正を監査の場で認知しておきながら、必要な報告が行われなかったのではないかと。ここでしっかり調査が行われていれば、佐々木氏の複数の偽造案件というのが我々百条の調査になって幾つも明らかになって、まあ本人処分されたんですが、ここでせっかくこの場でそういう明らかな偽造と。偽造文書に宿泊費の受け取りというものが明らかになった中で、監査がそこでやっぱり適切に機能しておくべきではなかったのかということについて、証人の御見解を伺いたいと思います。

○古賀世章委員長 村山証人。

○村山真知子証人 先ほども申しましたように、監査委員としては総務課長に伝えたことでそれが本人のほうに届いて、そういうことがなされなくなるであろうということを期待していたというところで、今言われるようにそうであるならば、もう少し正式なところの手続を取れば以後のことがなかったのかなということ、まあ力が足りなかったのかなというふうなことは今感じました。

○古賀世章委員長 そのほか、どなたか。議長。

○高橋直也議長 高橋です。長い間、監査委員お疲れさまでした。ちょっと確認と質問だけさせてもらいたいんですけども。

この3月1日の例月出納検査報告書、検査の時期が令和5年2月17日と書かれております。いわゆる、このときに宿泊証明書の偽造された事件が村山監査委員のほうの話を知っていると、会計課のほうから報告があったと言われていたんですけども、ここ確認ですけども、村山監査員はこの偽造された宿泊証明書を全然見てないんですか。

○古賀世章委員長 どうぞ、村山証人。

○村山真知子証人 今、書類の中では一緒にとじてありましたよね。ただ、私ども本当に監査資料がたくさんございまして、そこの奥までっていうのがなかなか、直接はそのときは見れてなかったと思います。それで指摘を受けて、ああそうだっていうことで話を聞いたりとかして、その後、総務課長にという手続に行ったと思います。

○古賀世章委員長 議長。

○高橋直也議長 じゃあ見てはないんですね、その偽造された宿泊証明書は。

○古賀世章委員長 村山証人。

○村山真知子証人 そう言われると、見たか見てないかちゅうところはあれなんですけれども。自分の意識の中には、そこはすみません、ありませんでした。

○古賀世章委員長 議長。

○高橋直也議長 あと、この例月出納検査報告書、毎月報告書を出されて、我々議員としては定例会のときに議場の席に配られて確認したり、そのほかでもケースに入れられて見る文書なんですけども。何が聞きたいかと申しますと、この3月1日に例月出納検査の報告書で「不明確な添付書類について確認の上、報告を求めます」ということを町長名と議長名に出されているわけですよ。で、確認して報告するのは多分町のほうだと思うんですよ。だからこれを出した後、5月の16日に、この検査報告の内容が監査委員のほうに町のほうから返ってきていると思います、書類がありますので。

私が聞きたいのは、町側は監査事務局から指摘を受けたんで、調べて、こういう結果だったという報告がなされてますけども、議会のほうには何も報告がないから、議会では当時、こういう宿泊証明書の偽造で旅費が処理されていたっていう事実を全然知らなかったんですよ、正直言って。

これ質問なんですけども、毎回毎回、この例月出納検査書で何かいろいろ問題が出るわけじゃありませんよね、これは。毎月あったら大変だと思いますんで、問題があったらですね。こういう問題があったときに、監査事務局としては町長と議長宛てに報告書を出す中で、一切詳細な内容は報告されないっていうような流れになっているんですか。

○古賀世章委員長 よろしいですか、村山証人。

○村山真知子証人 議会事務局のほうでいろいろとこういう書類関係は作成したり、出して提出をさせていただいたので、監査の代表として直接動くことはなかったんですよ。ですから議会のほうにもこれは監査委員からの報告として町長と議長宛に行ってますよね。ですから、議長もこれは目にされているというふうに私は思っておりますが。

○古賀世章委員長 高橋議長。

○高橋直也議長 議会事務局が監査事務局を兼任しているというだけで、同じ業務の中で監査事務局のこともしているのはまた別問題と思うんですよ。兼任しているというだけで、監査事務局は監査事務局で独立してますので。たしか独立してますよね。だから、監査事務局のことを議会事務局が全部知っているから、そのまんま議会に全部流れるだろうという流れじゃないと私は把握してるんですけども。

きちっとその詳細が、これじゃ議会に伝わらないんじゃないかなってちょっと思って。結局、村山前代表監査としては、この指摘事項、当時の町長と議長には詳細な説明はあえて監査事務局からはしていないということでよろしいんですかね。もうこれを見れば分かるだろうということで、このペーパーだけの報告となっているわけですかね。

○古賀世章委員長 村山証人。

○村山真知子証人 毎月、例月検査の出納報告っていうのはしますが、その度にそれぞれ町長と議長に報告というのは口頭ではしておりませんので、この書面での報告でいいというふうに思っておりました。前からそういう流れではなかったんでしょうか。

○古賀世章委員長 高橋議長。

○高橋直也議長 分かりました。ということは、わざわざ問題が起きたからといって、詳細なことを議長とか町長に直接、監査事務局の代表とか議選の監査委員と一緒に行って、こういう問題が起きてますよとかっていう話はしないということですよ。もう書面だけでやり取りをして、それで伝わっているものだという認識だったということによろしいですかね。

○古賀世章委員長 いかがですか、村山証人。

○村山真知子証人 それで、そこに書いてますね、書類について確認の上、報告を求めますということで、それは担当課といいますか行政のほうでしょうか、のほうにはその旨が伝わったので、報告が出たというふうに思っております。

○古賀世章委員長 議長。

○高橋直也議長 そうすると、監査事務局からの指摘を受けて、町は調査して、対応としては、書かれていますのが「不明確な添付書類について確認を行い、正しい添付書類の提出がなされ、再度、例月出納検査で提出した。今後、このような不明確な書類が添付されないように庁議等で伝票に添付する書類について周知を行っていく」というような多分回答が監査事務局に来たと思うんですよ。で、これも議会のほうに周知されたかどうかはちょっと僕も覚えてないんですけども、もしこれが通知されてたとしても、議会としては正直中身が見えないんですよ。

実際これが問題で、職員さんは処分されておりますし、また、これが問題で百条委員会が立ち上がって、そのほかの不正も出てきたということで懲戒処分まで受けておりますので。

ただこの内容だけじゃ、ちょっと議会には当初一番初めの宿泊証明書の偽造の問題があったということは伝わりにくかったので、どういう経緯でこれを処理したのかというのをちょっと確認したかっただけです。

以上です。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 最後に確認させていただきます。

監査委員の条文の中に「監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から、措置の内容の通知を受けた場合は当該措置の内容を公表するものとする」とあります。この件に関して、先ほどからお話が出ている件に関しては公表はされてないということによろしいでしょうか。

○古賀世章委員長 村山証人。

○村山真知子証人 はい、そのとおりです。

○古賀世章委員長 よろしいですか。

そのほか、どなたか御質問等があればお願いをいたします。いかがですか。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 公表しなかった理由はございますか。

○古賀世章委員長 いかがですか、村山証人。

○村山真知子証人 申し訳ありません、気づかなかったということです。

○古賀世章委員長 よろしいですか、副委員長。

○白根美穂副委員長 公表しなければならない義務があることを知らなかったということでもよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）終わります。

○古賀世章委員長 よろしいですか。

そのほか、どなたか御質問等があればお願いをいたします。よろしいですか。

(なし)

○古賀世章委員長 では、以上で村山証人に対する尋問は終了させていただきます。

証人は退席・退室いただいて結構でございます。

(証人退室)

○古賀世章委員長 以上で、村山証人への証人尋問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。それでは3時10分から再開をしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(午後 3 時00分休憩)

(午後 3 時10分再開)

○古賀世章委員長 それでは、議事を再開したいと思います。

休憩前に引き続き証人喚問を行います。

それでは、証人入室のために暫時休憩をいたします。

(午後 3 時11分休憩)

(午後 3 時12分再開)

○古賀世章委員長 それでは、議事を再開いたします。

渡邊証人におかれましては、本委員会の調査のために御協力のほどよろしくお願いいたします。

証言を求める前に、証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条に規定があり、また、これに基づいて民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。

これによりまして、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合にはこれを拒むことができることになっております。すなわち、証言が証人または証人の配偶者、

4親等内の血族、3親等内の姻族の関係にあり、またはあった者、後見人と被後見人の関係を有する者が刑事訴追を受けまたは有罪判決を受けるおそれのある事項に関するときはまたはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護士、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者またはこれらの職にあった者が、その職務上知り得た事実を黙秘すべきものについて尋問を受けるとき及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨お申出をお願いいたします。それ以外には証言を拒むことはできません。

もし、これらの正当な理由がなくて証言を拒んだときは、6か月以下の拘禁刑または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。

この宣誓についても、次の場合にはこれを拒むことができることとなっております。すなわち、証人は証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族の関係にあり、またはあった者、後見人と被後見人の関係にある者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときには宣誓を拒むことができます。それ以外には宣誓を拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の拘禁に処せられることになっております。

一応、以上のことを御承知になっておいていただきたいと思っております。

それでは、法律の定めるところによって証人に宣誓を求めます。

傍聴人及び報道関係者を含め、全員御起立をお願いいたします。

[全員起立]

○古賀世章委員長 それでは、宣誓書を朗読願います。

○渡邊康弘証人 宣誓書、良心に従って真実を述べ、何事も隠さずまた何事も付け加えないことを誓います。令和8年1月28日、渡邊康弘。

○古賀世章委員長 それでは、宣誓書に署名・押印をお願いいたします。

[証人 宣誓書に署名押印]

○古賀世章委員長 それでは、皆さん、お座りください。

これから証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また、発言の際にはその都度委員長の許可を得てなされますようお願いをいたします。

なお、証言の際は着席のまま御発言いただいて結構でございます。

次に、証人席にはメモ用紙、筆記用具を用意しておりますので、必要によりお使いいただいて結構でございます。

これより渡邊証人から証言を求めます。

最初に委員長から所要の事項をお尋ねし、次に各委員から御発言を願うことといたします。

では、まず最初に人定尋問を行います。

まず、あなたは大刀洗町代表監査委員の渡邊康弘さんでしょうか。

○渡邊康弘証人 はい。

○古賀世章委員長 ありがとうございます。

次に、住所、職業、生年月日につきましては、事前に御記入いただいておりますので、この確認事項記入表のとおりでお間違いございませんでしょうか。

○渡邊康弘証人 はい。

○古賀世章委員長 ありがとうございます。

それでは、あらかじめ委員会で決定した尋問の事項についてお伺いをさせていただきます。

私たち委員は、事実を明らかにすることに努めなければいけないと考えております。渡邊証人は事実を素直に述べていただき、知らないことは知らないと正直にお答えしていただければ結構でございます。

それでは、尋問を行いたいと思います。

御質問のある方、お願いをいたします。實藤委員。

○實藤量徳委員 それでは、まず渡邊証人のこれまでの職歴を教えてください。

○古賀世章委員長 仕事のしてきた分ということですね。渡邊証人。

○渡邊康弘証人 大学卒業後は民間に1年間仕事行きまして、あとは全部役場で退職まで勤めました。

以上です。

ここまででいいでしょうか。

○古賀世章委員長 よろしいですか。實藤委員。

○實藤量徳委員 現在監査委員をされておりますが、引き受けられた動機は何でしょうか。

○古賀世章委員長 渡邊証人。

○渡邊康弘証人 監査委員を引き受けた動機ですね。たしか当時の副町長、大浦副町長から相談があつて、引き受けられないかという相談がありまして、ほかになかなか見つからないようであれば引き受けましょうということになったと思います。

○古賀世章委員長 實藤委員。

○實藤量徳委員 ありがとうございます。それでは、監査委員はどのような役割と使命があるとお考えでしょうか。

○古賀世章委員長 渡邊証人。

○渡邊康弘証人 監査委員については、私も役所にいましたので、監査委員さんと対応して仕事を  
してきた部分もありますけれども、監査委員になりまして、町の監査基準ちゅうのがあるという  
のを聞きまして、そちらに準じて監査をしていくということでやっておりますが、基本的には前  
任者から聞きましたやり方を踏襲して監査を進めております。

以上です。

○古賀世章委員長 實藤委員。

○實藤量徳委員 それでは、例月出納検査というのが行われていると思いますが、具体的にどのよ  
うな作業で、1回の作業は何時間くらい費やされるのでしょうか。

○古賀世章委員長 渡邊証人。

○渡邊康弘証人 例月出納検査は、基本的には会計課長より例月出納検査の書類を作成したものを  
説明いただきまして、それに約1時間かけて前1か月分の歳入歳出の確認、それと通帳の確認、そ  
れと役場資金の運用関係の確認、ある程度国債等買って運用している分がありますので、こうい  
うの確認を約1時間やって、その後前1か月分の会計課の支出命令等の書類、これを抽出して、  
その後約1時間から1時間半程度確認して、その日の出納検査は終わっております。

以上です。

○古賀世章委員長 實藤委員。

○實藤量徳委員 大体3時間から3時間半と見てよろしいですか。

○古賀世章委員長 渡邊証人。

○渡邊康弘証人 ほぼそれぐらいだと思います。

○古賀世章委員長 實藤委員。

○實藤量徳委員 ありがとうございます。

それでは、例月出納検査、定期監査、決算審査以外に任期中に行った監査はございますか。

○古賀世章委員長 渡邊証人。

○渡邊康弘証人 基本的にはやってないんですけども、ここにちょっと資料もらってますけど、  
随時監査というのを、これは令和6年ですか、6年の末、実際にはこれ令和7年の1月から令和7年  
の1月31日の期間で出張旅費に関する監査を随時監査として行いました。

以上です。

○古賀世章委員長 實藤委員。

○實藤量徳委員 ありがとうございます。

それでは、最後に大刀洗町にかてて、旧さくら市場というのがございますが、証人はさくら市  
場を直営か任意かという、どちらのほうで認識されて監査されていらっしやいましたか。

○古賀世章委員長 渡邊証人。

○渡邊康弘証人 かててにつきましては、前任者の村山さん等々から、やや問題があるのではないかというようなこともありましたので、私のほうでも、地域振興課ですか、こちらのほうの、かててについてどういうお金の管理をしているかちゅうのを確認したことがありますけれども、基本的には役場の職員が最終的に会計の管理をしているということでしたので、もう役場に附属した機関という形だと考えております。

以上です。

○古賀世章委員長 實藤委員。

○實藤量徳委員 直営でよろしいってことですか、任意団体じゃなくて。

○渡邊康弘証人 そうですね、役場ですから、直営だと思います。

○古賀世章委員長 もう一度お願いしたいんですが、どうぞ渡邊証人。

○渡邊康弘証人 おっしゃるとおり、直営という考えでしております。

○古賀世章委員長 實藤委員。

○實藤量徳委員 ありがとうございます。

以上です。

○古賀世章委員長 よろしいですか。

ほかに。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 私のほうからは、一つずつ書類を確認していただきながら質問させていただきたいと思いますので、事務局のほうから書類の原本のほうをお渡しをお願いいたします。

○古賀世章委員長 書類の用意をお願いします。あります、原本は。あります、配付願います。お願いします。

[資料配付]

○白根美穂副委員長 すいません、何件かありますが、続けて質問をさせていただきますので、委員長よろしいですか。

○古賀世章委員長 お願いします。

○白根美穂副委員長 今から確認していただく書類は、先ほど言われました随時監査をされた部分なので、最近見られた書類かとは思いますが。そちらに黄緑色の付箋を貼っておりますので、順番に質問させていただきますので、そちらの書類を確認してもらってよろしいでしょうか。

まず、3番と書かれている書類のほうを見ていただいてよろしいですか。こちらも最近見られたやつなので、この書類に何か不備等があるところはどこか、指摘をしていただいてよろしいですか。不備があるとするなら、こういうところが不備ではないかというところ。不備か問題がある、問題があると言ったほうがいいですか。問題なのではないかと思われる部分を指摘していただいてよろしいでしょうか。

○古賀世章委員長 渡邊証人。

○渡邊康弘証人 今見たところでは、特に問題はないと思います。

○白根美穂副委員長 ありがとうございます。

次に、6番の資料を見ていただいてよろしいですか。ここで、この6番の資料で何か問題がある  
とすればどこか、指摘をお願いいたします。

○古賀世章委員長 渡邊証人。

○渡邊康弘証人 見たところでは特に問題はないと思います。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 こちらに宿泊証明書が添付されているかと思いますが。ビジネスホテルみかど  
になっているかと思いますが、こちらの書類を見てお気づきになることございませんか。

○古賀世章委員長 渡邊証人。

○渡邊康弘証人 特にはないと思います。

○白根美穂副委員長 こちら、会社名の印鑑が打っておりません。百条立ち上がった後に、ホテル  
みかどのほうに確認いたしましたところ、宿泊証明書、別の宿泊証明書の原本が出てまいりまし  
た。なので、百条としては、こちらの宿泊証明書は偽造ということで認定しております。

次に、9番のほうの資料を御確認ください。問題点がございましたら、指摘をお願いいたしま  
す。

○古賀世章委員長 どうぞ、渡邊証人。

○渡邊康弘証人 特に問題はないと思います。

○古賀世章委員長 白根副委員長、マイク入れてください。

○白根美穂副委員長 こちら、宿泊証明書のほうを見ていただいてよろしいでしょうか。こちらも  
宿泊証明書のほうには会社印がございません。また、こちらも調べましたところ、偽造というこ  
とが判明しております。また、後日こちらのほうから確認いたしましたところ、宿泊したかどう  
かの証明が取れておりません。今回、懲罰委員会のほうで返還金1万900円となっているところ  
です。

次に、10番の書類を見ていただいてよろしいですか。問題点ございましたら、御指摘をお願い  
いたします。

○古賀世章委員長 渡邊証人。

○渡邊康弘証人 特には問題はないと思います。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 こちらはクレジット払い、個人のクレジットカードで支払いが済まされてい  
ます。また、宿泊証明書の印鑑がカラーコピーではないかということで、こちらのほうで再度証

明書を取り寄せたところ、書式が少し違っておりました。

11番のほうを見ていただいてよろしいでしょうか。こちらにも問題があるとするならどこか、御指摘をお願いいたします。

○古賀世章委員長 どうぞ、渡邊証人。

○渡邊康弘証人 これ中身が、修正がありますので、ちょっと見にくかったんですけど、数字等は合っているようですので、問題ないと思います。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 こちらのほうもクレジット払いとなっております。先ほど見ていただきました10番と11番は同じところに出張を行っているものでして、それぞれが個人のカードでクレジットカードを切っているということになっております。

随時監査をしていただいたところ、回答が、「体調不良により事情聴取できず」や、「クレジット払いが不可ということをして失念しておりました」ということで回答を得ております。これは、随時監査で証人のほうが報告書を受け取っているかと思えます。

私のほうからは以上です。

○古賀世章委員長 ありがとうございます。

そのほかどなたか、御質問等があれば。河野委員。

○河野政之委員 私のほうから二、三ちょっとお聞きしたいことは、昨年、随時監査で会計課から不正な疑いがある案件を提示されました。なぜ、そこで調査を止めてしまったのでしょうか。

○古賀世章委員長 いかがですか。渡邊証人。

○渡邊康弘証人 随時監査につきましては、随時監査の報告書を、報告書といいますか、それを町長部局に提出しまして、この随時監査の報告書は持ってあるんですか。そちらにも書いてありますように、内部規則の徹底に留意していただきたいという締めで終わっているところでもありますので、終わっているんじゃないかと、内部で正しく行ってくださいという締めで終わっているところがございます。

以上です。

○古賀世章委員長 河野委員。

○河野政之委員 本人が休職中だからという理由を告げられておられますが、監査の対象は人ではなく、公金の支出と会計処理、書類ですので、本人がいなくても書類や調査、宿泊先への調査は可能です。なぜ、行われなかったのですか。

○古賀世章委員長 渡邊証人。

○渡邊康弘証人 随時監査の資料についてます部分につきまして、調査というか、そういうのは行ったんですけども、宿泊証明という言葉、これが出てくるのが、たしかここにある旅費規程よ

りも後なんです、旅費支出した後より内部規程をつくられて、宿泊証明をつけるとなっておりますけど、その前の段階のほとんど旅費というので、私どもの調査ではそういうふうになりましたので、旅費の支出については条例・規則に基づいてお金が出されているかというのを中心に行っていますので、宿泊証明を重視はしていないという形にはなります。

以上です。

○古賀世章委員長 河野委員。

○河野政之委員 重複しますが、大刀洗町の監査基準第1条、4条、14条にある事実の調査、証拠の入手、不正の追及という義務をあなたは果たしたといえますか。

○古賀世章委員長 渡邊証人。

○渡邊康弘証人 私としては、できる限り果たしていると思っております。

以上です。

○古賀世章委員長 河野委員。

○河野政之委員 では、次にちょっと参ります。国内旅行における個人カード利用などの不適切な処理を把握しながら、指導や公表は行わなかったのでしょうか。

○古賀世章委員長 渡邊証人。

○渡邊康弘証人 まず、先ほど申しましたように、監査の報告書について、先ほど言いましたように、内部規則の徹底に留意していただきたいという報告をしておりますので、基本的にはこれで、内部の処理の話ですので、大丈夫かなと思っております。

それから公表につきましては、基本的には公表するというのが原則だとは思っているんですけども、これまで出納検査、定期監査、決算監査について、特に公表までしたことがありませんでしたので、事務局ではホームページに載せようかというような話はしておりますけど、今後必要であればしていきたいと思っております。

以上です。

○古賀世章委員長 河野委員。

○河野政之委員 最後になりますけど、かてて等の財政援助団体への監査権限法第199条7項がありながら、疑義が指摘されているにもかかわらず、なぜ監査を実施しなかったのでしょうか。

○古賀世章委員長 いかがですか。渡邊証人。

○渡邊康弘証人 先ほど、最初のほうに質問がありましたように、かててについては私どもでは直営と考えておりますので、決算の中でお金の確認はしておりますので、あとはもう内部処理というか、そちらのほうで、各課でやっていただければ大丈夫かなと思っているところで、現在のところはそこまでしておりますけども、監査委員としては、定期監査とか決算監査の中において、これは直営で本当にできるのだろうかという疑問は担当課には投げかけておるところでございます。

す。

以上です。

○古賀世章委員長 そのほか、どなたか御質問があれば。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 先ほど宿泊証明書の件がありましたけども、大刀洗町の旅費に関する条例の中にも、領収書の添付は必須だと思うんです。宿泊証明書が偽造、違うものであったとしても、それ、領収書に代わるものとして宿泊証明書が添付されていたかと思うんですけど、今見ていただいた書類の中では、偽造の宿泊証明書はついているけど、領収書というものが一切ついていないんです。そこはどのように、もうその宿泊証明書を見ただけで、これでオーケーだということで監査を通したということよろしいですか。

○古賀世章委員長 渡邊証人。

○渡邊康弘証人 実際に支払いが正しかったかどうかというのは、私どもも町の条例・規則を確認する中で、町の財政担当といえますか、そちらのほうにも確認していたんですけども、領収書を取るというのが今の現状で大変難しい時代になっているといえますか、そういうところがあるので、なかなか領収書を取れない場合があると。

クレジットカード、町のほうも1枚たしかあったと思うんですけど、クレジットカードとか、現在は旅費については、もうインターネット予約とかそういうのがほとんどで、町の場合、前は農協観光とかにしてたんですけど、今は農協観光もないということで、なかなか領収書が取りづらいう状況になっているという現状を担当のほうから聞きまして、それでは何で領収書を確認しないで払っているのかというのを確認しましたら、出張命令書、基本的にはこれに基づいて支払っているんで、出張命令書の内容が確認できれば支払うというようなことで財政担当のほうから聞きましたので、それならば支払う部分についてはしょうがないかなというところで終わっているところであります。

あくまでも宿泊証明の偽造については、これはもちろん偽造が分かれば、これはまた文書のほうの話、文書管理のほうの話と一緒にってきますので、直接お金の支払いとは監査委員としてはちょっと分けたところで調査をしたところでもあります。

以上です。

○古賀世章委員長 副委員長。

○白根美穂副委員長 確認いたします。領収書が取りにくいとおっしゃいましたが、領収書で間違いありませんか。

○古賀世章委員長 いかがですか。渡邊証人。

○渡邊康弘証人 私としては財政担当に聞いたのには、最初領収書というような言い方でしております。

以上です。

○古賀世章委員長 副委員長。

○白根美穂副委員長 宿泊証明書が取りにくいではなくて、領収書で間違いありませんね。

○古賀世章委員長 いかがですか。渡邊証人。

○渡邊康弘証人 そのとおりです。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 これまで、大刀洗町では不祥事など起きないだろうというような、慣れだったり油断だったりということはございませんでしたか。

○古賀世章委員長 いかがですか。渡邊証人。

○渡邊康弘証人 私どもとしては、確認できる分を確認していくという形でやっておりますので、慣れとかそういう形ではチェックはしておりませんので、あくまでも聞き取りをして、こちらが納得した部分について報告をしているという状況でございます。

以上です。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 本来とりであるべき監査としての機能が果たせなかったことで、今回、百条特別委員会が設置される経緯に至ったのではないかとと思われるのですが、監査としての機能が不十分であったと思われませんか。

○古賀世章委員長 渡邊証人。

○渡邊康弘証人 監査の機能として不十分であったかといえば、不十分であったかもしれないとは思っております。

私どもは、監査協議会を通じて県内の監査の方法とか全国の方法、監査の方法をやっておりますけれども、やはり市とかになりますと、私どもの研修会で聞いたところでは、横浜市とかは監査部局が40人ぐらいいて、もう常勤監査がいて、部長クラスでされているというような、こういうのが全国それぞれなんです。

ただ、福岡県で考えますと、監査委員の年間報酬は大体30万前後です。そうすると、私が単純に考えているところでは、日当1万円で考えて30日ぐらいの出る感じと考えております。半日だったら倍ぐらいであるかもしれませんけどね。

そうすると、今、監査委員に対して国のほうは非常に要求が多いんですけども、本当にそれぐらいの手当でできるのかなというのがあって、監査協議会では、毎年当局のほうに監査事務員の増員とか手当の増強、そういうのを毎年要求はしているところでございます。

以上です。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 そうしますと、今、御自身に支払われている報酬に対しては低いというお考えでよろしいですか。今後の業務改善に向けてお伺いしているところです。

○古賀世章委員長 渡邊証人。

○渡邊康弘証人 現在は、現在出勤している日数と考え合わせれば、適当な数字かなとは思っています。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 日当ということで御回答いただいておりますが、日当分でしか仕事をしないというような考えにも聞こえるんですが、どうでしょう。

○古賀世章委員長 いかがですか。渡邊証人。

○渡邊康弘証人 私ども、手当をもらって働いている以上は、普通に考えれば最低賃金よりはもらっていいんじゃないかというふうに考えておりますので、白根議員は私どもの最低賃金よりも以下で働かないかんというふうな考えなんでしょうか。これはちょっと逆になりますけど。

○古賀世章委員長 申し訳ありません、逆質問は受け付けておりません。

○渡邊康弘証人 受け付けないちゆうことですか。

それなので、私としては基本的には最低賃金よりも多いぐらいの感覚で、当局としては私たちに期待をしているんじゃないかと思っていますので、そういうふうな日数が出てくるということで私としては考えています。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 それでは、報酬のほうが上がれば、もっと時間を取って検査ができるということになりますか。

○古賀世章委員長 いかがですか。渡邊証人。

○渡邊康弘証人 それはもうそのようになってくる。もしかしたら出納検査も2日ぐらいにしている、もしくは決算審査も2週間ぐらいに増やすとか、あとは当局の時間の都合とかもありますので、そう簡単にはいかないかもしれませんが、それと例月検査の書類を全部見ていくとか。

私ども、研修会で聞いたのでは、市とかは基本的に1か月分は監査事務局員が全部見ているんです。監査事務局員が見て、問題があるのを監査委員に上げるというような仕組みでやってあるようですので、あくまでも監査委員は非常勤というのが多いようですので、監査事務局の強化というか、そういうのをさせていただくと大分変わるかもしれないと思っています。

○古賀世章委員長 副委員長。

○白根美穂副委員長 そうしますと、監査事務局の人員増加だったりということを証人は求めて、業務改善としても求めていきたいということでよろしいですか。

○古賀世章委員長 いかがですか。渡邊証人。

○渡邊康弘証人 監査については、報酬は報酬審議会で決められていると思うんですけど、町のほうがどれくらいの監査を望んでいるかというのが前提になってくると思いますので、それに合わせて監査委員が仕事をしていくというような形にかなりようがないんじゃないかとは、個人的には思っています。

ですから、監査事務局が、私としては専任の監査事務局がいるほうが、今はもう議会と兼任ですから、そういうほうがやりやすいかなとは思っています。

以上です。

○古賀世章委員長 よろしいですか。そのほかどなたか。議長、お願いします。

○高橋直也議長 ちょっと確認だけさせてください。白根議員の質問に関する回答での確認だけです。

宿泊証明書の件です。条例とか規程の改定とかで、ちょっと定かじゃないところもあるみたいな、聞こえたんですけども、今監査委員から言われたのは、宿泊証明書も領収書も要らない。でも、出張命令書があれば、会計課としては、監査としては、それに対して出張費を出すことはオーケーという解釈でよろしいですか。

○古賀世章委員長 渡邊証人。

○渡邊康弘証人 監査委員としては、当然領収書が必要だというふうな考えではあるんですけども、財政当局と話したときに、財政当局のほうが、そこまで領収書をしてなくて出張命令、これを中心に支払いはしているんですよというような話だったので、私どもとしても、なかなか領収書の確認もしづらいついとか、そういうのもあるのならば、そういうのでも仕方がないかなという形で、今回の報告をさせていただいているところでございます。

○高橋直也議長 ということは、随時監査で、会計課のほうから宿泊証明書が本物じゃないみたいな形の意見があつて、それを、随時監査で監査委員さんたちが調べなくちゃいけないけども、監査事務局としては、宿泊証明書はそんなに重要じゃないと、出張証明書が、出張命令書が出ておけば別に問題ないから、これについては調査をしなかったという流れでよろしいんですか。

○古賀世章委員長 いかがですか。渡邊証人。

○渡邊康弘証人 少し違うんですけど、先ほどもちょっと申しましたけど、宿泊証明を運用として入ったのが、たしか令和6年ぐらいからと思うんです。それで、ここにあるのが、令和4年からじゃなかったかと思うんです。4年からのやっているのが、それで私どもが回答した部分については、令和4年以前の部分だったので、宿泊証明のところは、必ずしも必要ではないんじゃないかという、そういうのを財政から受けまして、こういう回答をしてたと。

○高橋直也議長 この件、最後でいいですけども、ということは、この宿泊証明書が本物でないと、領収書もこれについているか、ついていないか、ちょっといろいろ個別案件について違うと思

ますけども、監査事務局としては、会計課からの意見が出た、この宿泊証明が本物ではないという部分で支払われた公金の流れについては、町の条例上、規定上、何も問題がないということでスルーしているわけですね。

○古賀世章委員長 渡邊証人。

○渡邊康弘証人 令和4年以前の分については、そのような形で確認をしているところです。

○高橋直也議長 令和4年というか、この随時監査をするための、この会計課からの報告の内容の部分は全部、条例的にも問題はないということで、調査しなかったということの確認です。

○古賀世章委員長 渡邊証人。

○渡邊康弘証人 随時監査で確認したのは、令和4年以前の部分だけです。

○古賀世章委員長 よろしいですか。ほかにどなたか。平山委員。

○平山賢治委員 平山です。よろしくお願ひします。今のにちょっと関連してなんですけど、あくまで宿泊証明書というのは領収書に代わる手段として、明文化されたんじゃないかと思うんですが、その上位法として、まず大刀洗町職員の旅費に関する条例というのはございます。その7条の中に、必要な証拠書類、添付書類、請求に必要な書類を付けて提出しなかったものは、その部分の支給を受けることはできないとあります。そのことは御存じですか。

○古賀世章委員長 いかがですか。渡邊証人。

○渡邊康弘証人 条例のほうは、一応確認しております。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 そうであれば、宿泊証明書の内規にかかわらず、まずはその領収書等の必要な証拠書類で、領収書は取れないという特別な事情があれば、当時、定額でありましたから、宿泊証明書でも認めることにしようという内規が後ほどできたと思うので、証拠書類がなくても認めるよというお考えについては、法に基づく監査としては、少し不適切なものがあるんじゃないかと思うんですが、その辺、いかがですか。

○古賀世章委員長 渡邊証人。

○渡邊康弘証人 私どもとしても、もちろん領収書があれば一番いいとは思っているんですけども、現状の旅費の支払い方、そういうのを聞いておりますと、結局、電車運賃とか、そういうのは、ほとんどバスで行っている状況ですので、こういうのは全然領収書を取れない。そういうのもありますから、財政当局としては、そういうふうなことでチェックをしているという返答だったので、現状の報告になっておるところです。

以上です。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 監査事務というのは、行政から独立して行政の事務を厳しく監査する部局だと思

うんですが、先ほどからの御証言で、行政の言い分をうのみにして、はい、そうですかと、確認もしないで、不正、不当な、不正常的書類が通っているようにお見受けするんですけど、それは監査の任務としては適切でしょうか。

○古賀世章委員長 いかがですか。渡邊証人。

○渡邊康弘証人 もちろん細かく領収書を集めないかんとという考え方もあるかもしれませんが、行政事務がやはりスムーズに正当にお金が支払われて、進められていくというのを考えますと、全て領収書で確認というだけでは、なかなか難しいんじゃないかと考えております。

以上です。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 先ほどの御証言の中で、文書管理の問題ではないかという御証言がありましたが、実際にこの発端となった佐々木氏による小倉の証明書の偽造、これは実際に泊まっていないホテルの宿泊証明書を偽造して、その偽造証明書に基づいて公費、公金である宿泊費を受け取ったという事案なんです。これについても、文書管理の問題であって、問題ないという解釈ですか。

○古賀世章委員長 いかがですか。渡邊証人。

○渡邊康弘証人 現在の監査は、財務監査を中心としておりますので、文書管理が問題じゃない、もちろん当然問題だとは思っております。偽造はもうあるまじき行為ですので、ただ見つかったということであれば、当局側で処分等をやっていただければ十分だと思いますので、なかなか見つけるのは難しいかとは思いますが、私どもとしては、あくまで財政会計のほうを中心として監査を行っているところでございます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 それについても、複数件の随時監査の中で、複数の疑惑が明らかになって、結果的に百条でさらに複数の文書偽造、公金受け取り等が明らかになったという結果を見れば、やはり随時監査で明らかになった中で、監査が適切に処理をしておけば、ここまでのことにはならずと済んだんじゃないかというのが一つです。

もう一つですが、かててについて質問したいんですけど、証人、かてては直営だろうということで御証言いただきました。前任の村山監査委員から、かててには問題があるという引継ぎを受けていたという御証言がありましたが、どのような引継ぎだったか、もう少し詳しく御証言いただけますか。

○古賀世章委員長 渡邊証人。

○渡邊康弘証人 かてての中の会計処理について、担当者とか、当時のかてての職員の方に聞くと、実際に行っている担当者の方が収支を行って、結果を職員に報告しているというような状況だったので、これが直営として正しいのかどうかというところを、私どもとしては問題視はしている

ところだったので、先ほど申しましたように、担当課には、これは直営で本当にいいのかという  
ようなことは、申しているところでございます。

以上です。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 それは前任の監査委員から口頭とか、あるいは文書か、両方であったものでしょ  
うか、その辺はいかがですか。

○古賀世章委員長 渡邊証人。

○渡邊康弘証人 いえ、村山さんからというより、平田監査委員が続きでしたので、平田監査委員  
からそういうのを聞いたところではなかったかとは思っています。

○平山賢治委員 分かりました。以上です。

○古賀世章委員長 よろしいですか。

○平山賢治委員 渡邊証人は御証言いただいたように、民間の1年を除いた全て町役場等の公務で  
御勤務なされて、行政経験が非常に豊かな方だと、私もよく存じております。そういう経験豊か  
な方でありますから、これが直営であるのに、別通帳が存在していたり、一貫して一度も監査を  
受けていないということも御存じだと思いますが、その点について、長い行政経験を持つ証人と  
して、不審なお気持ちはお持ちではなかったですか。

○古賀世章委員長 渡邊証人。

○渡邊康弘証人 長いと言われましても、監査をしているわけではありませんので、監査事務につ  
いては、まだまだ初心者ということで行っております。

先ほど申したように、もちろん外部団体ということであれば、監査は今、社協とか、商工会と  
か、3か所ぐらい補助金を出しているところについては、監査を行っているところです。

ですから、私として考えたのは、かててに補助金を出してやっているのであれば、そういう団  
体ならば、補助金を出している団体ですから、監査をするということがありますが、補助金で  
はなくて、もう直接町がやっているような状況ですので、そこまではしていないということです。

以上です。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 引継ぎ等の中でも、おっしゃるように、直営でやっているのに何か職員名義の別  
通帳が存在したり、直営にもかかわらず一切会計の中身が明らかになっていないとは、恐らく極  
めて正常じゃない事態だと思いますけど、その辺の受け止めはいかがですか。

○古賀世章委員長 いかがですか。渡邊証人。

○渡邊康弘証人 かてての内部については、当然担当職員が熟知しているものと考えておりますの  
で、結果において、支出の結果は町の会計のほうに上げているわけですから、特にそういう細か

いところまで、せないかんというふうには考えておりませんでした。

以上です。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 細かくなくて、極めて重大な部分だと思んですけど、それで会計監査委員3代にわたってこれは問題があると、現在の議選の監査委員からも、問題があるというふうな引継ぎを受けているにもかかわらず、証人としては、特にこの内容については、精査も調査もなさっていないということでしょうか。

○古賀世章委員長 渡邊証人。

○渡邊康弘証人 先ほども申しましたように、決算審査等においては、質問等して確認をしているところでございます。

以上です。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 実際物を売って売上げが発生したり、手数料を取っていたりというのが、直営団体であるとすれば、地方自治法210条による総計予算主義に違反になる可能性があるとは考えませんでしたか。

○古賀世章委員長 渡邊証人。

○渡邊康弘証人 そこまでは考えが及んでいませんでした。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 次に行きます。証人の御証言にもありましたように、今は報酬が少ないので、報酬の分のしこしか働けないという御趣旨の御証言だと思んですけど、そういう認識でよろしいですか。

○古賀世章委員長 渡邊証人。

○渡邊康弘証人 これは間違った認識だと思います。私としては、しないと言っていることはありませんので、皆さん御存じだと思いますけど、先ほど、監査委員の仕事として、出納検査、例月出納検査、それと決算審査、それと定期監査をやってます。

ただ、実際には、それ以外に住民監査と議会の監査、それと当局の監査というのが出てくる可能性があります。ですから、当然こういうのが出てきたら、仕事せないかんわけですから、特に賃金でもってしないということはありませんので、私どもとしては、監査に集中していくためには、そういう当然せないかん仕事はしていきますので、それに見合うのは頂いたほうがいいんじゃないかということ、事務局内では言いましたけど、平山議員に話したことはないと思います。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 今の御証言を聞いた感じでは、そういうふうに私は認識したもんですから、確認

した次第です。

証人は監査委員の任務や報酬は御存じの上で、就任御承認なさったと思うんですけども、例えばこんなに報酬が低いとは知らなかったと、就任して初めて知ったとか、そういう特別な御事情などあるのでしょうか。

○古賀世章委員長 いかがですか。渡邊証人。

○渡邊康弘証人 はっきり言って、賃金は特には知りませんでした。私も役場で会計課職員として働きに来ていましたので、そろそろ会計職員も辞めないかなかなという時期に、ちょうどそういう相談を頂きましたので、月に1回ぐらいの出勤ならば大丈夫かなということで、引き受けたところでございますので、内容について詳しく知っているわけではありませんでしたので、だんだん結構仕事が多いなということを思っているような状況でございます。

以上です。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 最初からこの報酬であるということを知っていれば、引き受けませんでしたか。

○古賀世章委員長 渡邊証人。

○渡邊康弘証人 状況によりますけど、そのときは、特にそういうことは考えずにお引き受けしたところでございます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 この監査委員の報酬については、議選の平田康雄委員も、この報酬では真剣に監査する気が起きない。せいぜいこの報酬でできるのは、出納検査ぐらいだなどと公然と発言をなさっています。

我々が議会で承認したお二人の監査委員が、この報酬の低さを理由に十分な職務が果たせないと、公然とおっしゃっているわけなんです。そうしますと、我々の監査委員を同意した責任も問われるんです。それについては、御本人は、御証人はどういうふうにお考えでしょうか。

○古賀世章委員長 渡邊証人。

○渡邊康弘証人 私としては、今、平山委員が言われたようなことを言った覚えはありませんので、与えられた職務の中で仕事をしっかりしていくという思いでおります。

それで、お金につきましては、私どもが、恐らく平田議員も一緒でしょうけど、最近、結構、監査委員はやはり詳しい人がいいということで、税理士さんとかもなられるわけです。そうすると、そういう税理士さんの口から、もう通常の自分たちが働いている賃金より非常に少ないというような話も出て、確か私になったときの会長さんも税理士さんだったので、そういう中で、そういう話もあって、毎年要望書を当局のほうに出している状況ですので、やはりだんだん資格を持った方とかがなられると、逆に言うたら、そういう方はなられないような状況になってくるん

じゃないかとも思いますので、そういう思いがちょっと言葉に出たんじゃないかと思います。

以上です。

○古賀世章委員長 よろしいですか。はい。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 確認ですけど、再三確認して申し訳ないんですが、領収書が取りにくいと何度もおっしゃっていますが、これは電車とか、バスとか、そういったものの系統は、領収書は取りにくいかとは思いますが、宿泊に関しては、領収書は必ず出せるとし、もらえらると思はる。この件について取りにくいと思はれますか。

○古賀世章委員長 渡邊証人。

○渡邊康弘証人 先ほどもちょっと申しましたように、そういう旅行ではない出張の予約をするところが、やはり今インターネットとか、そういうのにだんだん変わってきてますので、そういうのも領収書をどうするかとか、必ず本当に必要なのかとか、領収書に代わるものが必要なのかとかいうところが、私どもとしても非常に今考慮中ではありますけども、そのときの監査については、財政当局とどういふふうなことで支払いをしているかというのを確認したときに、そういうふうな、なかなか現状は領収書が取りにくい状況もあるんで、出張命令書を中心に支払っているというようなことがありましたので、監査委員としても、それでなかなか取りにくいのでは、仕方がないんじゃないかということで回答しているところでございます。

以上です。

○古賀世章委員長 よろしいですか。そのほか、どなたか、高橋議長。

○高橋直也議長 すいません。かてての件ですけど、かててが町のインボイス番号を使って消費税とか、そういったのを徴収してたということは知ってますか。

○古賀世章委員長 いかがですか。渡邊証人。

○渡邊康弘証人 いえ、知っておりません。

○高橋直也議長 かてて担当者に聞いたところ、それで取った消費税は雑入として一般会計に入れているというような証言もあつたんですけども、それについて、監査委員さんのほうではどう思はれます。

○古賀世章委員長 渡邊証人。

○渡邊康弘証人 把握をしておりません。

○古賀世章委員長 議長。

○高橋直也議長 やはり、監査委員さんも、かてては町の直営じゃないかということであれば、やはり地方自治法第210条の総計予算主義、これ基本だと思はる。これに引かかるかどうかというのは、まず第一じゃないかと私は思はるので、これを知つたからには、今後どうしていかだけ聞かせていただけないでしょうか。

○古賀世章委員長 いかがですか。渡邊証人。

○渡邊康弘証人 そういう消費税の問題等があれば、当然かてての会計の内容について詳しく確認をしていきたいと思います。

以上です。

○古賀世章委員長 よろしいですか。議長。

○高橋直也議長 消費税だけじゃなくて、別会計でやっているということが、やはりこの総会計主義に沿っていないということが分かったということであれば、やはりそこはきちんと会計の監査をしていただきたいということなんですけども、よろしいですか。

○古賀世章委員長 渡邊証人。

○渡邊康弘証人 そのあたりについては、今後確実にしていきたいと思っております。

以上です。

○古賀世章委員長 そのほか、どなたか。よろしいですか。私のほうから1点だけ確認ですけど、先ほど報酬のお話がちょっと出ていたように思うんですが、特別職の非常勤者の報酬とかいうのは、例えば、渡邊さんみたいに監査委員をされていると、年俸である報酬と、その日1日出たら幾らという、費用弁償ですか、これが払われるようになっております。

これからいくと費用弁償だけでも相当な額になるし、年俸だって、ほとんどの委員会の長の皆さんとあまり変わらないぐらいの金額になっております。だから、これが安いというのは、何をもちって安いと言われるのかどうかというのが、よく分からないんですけど、その辺の根拠があれば教えていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか、お願いします。

○渡邊康弘証人 今、委員長がおっしゃっているように、まさにそのことなんです。結局監査委員に対して、どれぐらい仕事をせないかんという思い。結局はほかの委員会と同じぐらいなんです。私が聞いたところでは、農業委員会のほうが少し高いぐらいありました。

それで、皆さんが結局その報酬で町の監査が立派にできると思ってあるなら、もうそれでいいんじゃないか。結局はもう町のほうが決めることですので、監査委員はあくまでそれに監査委員の仕事に従って誠実にやっていくというようなことになりますので。

○古賀世章委員長 分かりました。もう一件、その件ですけど、先ほどのお答えというか、御答弁では、幾らもらうかも分からずに契約したというようなことをおっしゃっていたように記憶してるんですけど、普通そういうことはないんじゃないかと思うんですけど。仕事を受ける以上は、やはり例えば年俸でも月俸でも、何でもいいんですけど、そこを知った上でやるというのは普通だと思えます。その辺ちょっとおかしいなという気もあったもんですから、そこだけお願いいたします。

○渡邊康弘証人 監査委員の職というのは、昔でいえば名誉職のような感覚ではなかったかと思う

ので、私としては、そういうところも加味したところで受けたところでございます。

以上です。

○古賀世章委員長 ありがとうございます。ほかにどなたか、何かあれば、よろしいですか。

(なし)

○古賀世章委員長 ありがとうございます。それでは、以上で渡邊証人への証人尋問を終わりたいと思います。どうも渡邊さん、ありがとうございます。退室、結構でございます。

それでは、ここで20分ほど暫時休憩を入れたいと思います。それでは4時40分から再開したいと思いますので、よろしく願いをいたします。

(午後 4 時22分休憩)

(午後 4 時38分再開)

○古賀世章委員長 ちょっと早いですけど、議事を再開したいと思います。よろしく申し上げます。

それでは (2) 番目ですけども、提出した関係資料の返還要求についてでございます。

次に、提出した関係資料の返還要求についてでございます。令和8年1月19日付7大総務第729号の提出した関係資料の返還要求についてということで、執行部より通知がきました。これはコピー配付済みと書いてありますけど。これは配付されとるんですね。

執行部の返還要求理由の2の公文書ということですが、管理すべき公文書とは何か分かりませんので、その説明を頂きたい旨の返信をすることといたしますが、御異議ありませんでしょうか。

これ書類は今お手元にあろうかと思うんですけど、よろしいですか。それ御確認ください。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○古賀世章委員長 それでは御異議はないということですので、この件につきましては、以上で終わりいたします。よろしいですね。

続きまして (3) 番目、記録提出要求について。次に、調査に必要ということで、令和8年1月9日付で執行部に対し2点ほど記録の提出請求をしておりましたが、令和8年1月19日付7大総務第711号により委員に配付しましたとおりの回答で提出されませんでした。

この件につきましては、最終報告書を作成する上で必要な資料請求でございます。執行部にはぜひとも御協力をお願いしないといけないと考えますから、再度、議長より請求をしていただきたいと思っております。

この件につきましては、以上で終わります。よろしいですか。

次のページ、(4) 番、調査中の資料についてでございます。次に調査中の資料についてですが、任意団体と称している大刀洗マルシェかててが、町のインボイス番号を利用して、各方面に請求書を発行しておりましたが、企業に関しては修正申告などが必要になる可能性があると考え

られますので、請求書の送付先を公開したいと思います。委員の皆様の御意見をお伺いいたします。御意見があればよろしくお願いをいたします。何かありますか。よろしいですか。白根副委員長、何かありますか。企業だけです、よろしいですか。

(なし)

○古賀世章委員長 それでは、企業名につきましては公開したいと考えます。今回は、さらに調査中の資料を公開いたします。

資料の一覧としましては、1つが地域再生マネージャー事業に関しまして助成金の交付決定通知書、実績報告書、委託料の伝票、2つ目が、平成29年度から令和6年度にかてての手数料を町の一般会計へ雑入として収入した伝票、3つ目が、令和5年度に町の一般会計からかてての消耗品を購入した伝票、4つ目がスマートフォン、タブレットの契約関連の書類、5つ目がペイペイ契約関連の書類でございます。

また、このほかに本日喚問の際に使用した資料につきましては、後日、町のホームページに公開資料として掲載をいたします。

次に、次回の委員会についてでございますが、前回決定しておりましたとおり、2月6日午後1時30分より証人喚問をいたします。

その他で何かございませんでしょうか。いかがですか。よろしいですか。

(なし)

○古賀世章委員長 それでは、ないようですので、以上で本日の調査特別委員会を閉会といたします。ということでよろしいですか。それでは、お疲れさまでした。

(午後4時44分閉会)